

資 料 提 供

平成 29 年 4 月 28 日
課 名 建設産業課
担当者名 西原
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 29 年 4 月 28 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社六共	代表者氏名	栗木原 明人
主たる営業所の所在地	福山市加茂町大字下加茂 921-7		
許可番号	広島県知事許可（般-24）第 9308 号，（特-26，28）第 9308 号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業，とび・土工工事業，舗装工事業，造園工事業，解体工事業（「_」は特定建設業）		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 4 月 28 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容	営業停止命令 1 停止を命じる営業の範囲 解体工事業に関する営業のうち，民間工事に係るもの 2 営業の停止を命じる期間 平成 29 年 5 月 15 日から平成 29 年 5 月 17 日までの 3 日間		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反，業務上過失致死		
<p>株式会社六共は，平成 28 年 2 月 23 日に福山市幕山台の民家解体工事現場において，あらかじめ作業計画を定めずに作業を行うとともに，車両系建設機械に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に労働者の立ち入りを禁ずる措置を講じず，崩落した 2 階部分のベランダ直下にいた労働者 1 名を死亡させた。</p> <p>このことにより，福山簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金 20 万円の略式命令を受け，また，現場責任者は，同裁判所から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死による罰金 40 万円の略式命令を受け，平成 29 年 3 月 22 日にその刑が確定した。</p> <p>このことが，建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。</p>			